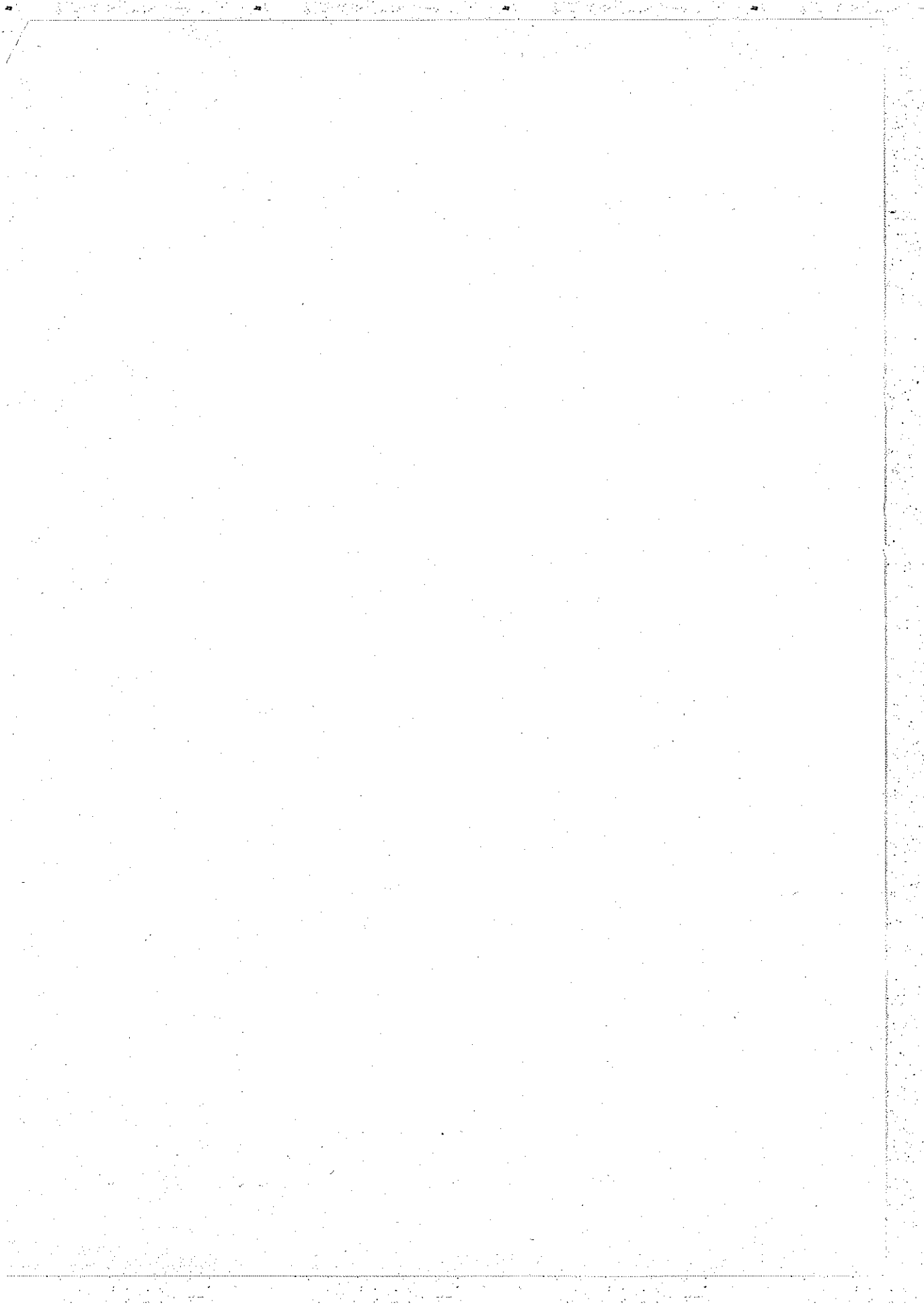


昭和51年 2月26日開会
昭和51年 2月26日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和51年2月26日(木曜日)

○ 出席議員 欠席議員	2 頁
○ 議事説明員その他	2 頁
○ 議事日程	4 頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	5 頁
○ 会議録署名議員指名(13番藤原利一君 16番横田憲治君 18番直村静二君)	5 頁
○ 市長開会あいさつ	5 頁
○ 会期の決定(2月26日 1日)	6 頁
○ 日程第1. 専決処分の報告について	6 頁
○ 日程第2. 財産取得について(市立鶴山台小学校水泳プール)	} 一括上程 12 頁
○ 日程第3. 財産取得について(市立鶴山台北小学校校舎)	
○ 日程第4. 前市長に対して支給する退職手当の額について	14 頁
○ 日程第5. 助役の選任について	16 頁
○ 日程第6. 収入後の選任について	21 頁
○ 日程第7. 教育委員会委員の選任について	23 頁
○ 日程第8. 監査委員の選任について	24 頁
○ 日程第9. 公平委員会委員の選任について	26 頁
○ 閉会宣告(午前11時18分)	29 頁
○ 市長閉会あいさつ	29 頁
○ 議長閉会あいさつ	29 頁

昭和51年2月26日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	天堀博君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上園治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

17番 山田清二君

地方自治法第121条の規定により 議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	総務部長兼 重要施策推進担当	坂口礼之助
収入役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室 解放センター推進担当	小林一三	総務部次長兼 秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室 解放センター推進担当	富田宏之	総務部次長兼 人事課長	門林六男
総務部長			

広報公聴課長補佐	佐藤 登志男	病院長代行	岩見 洋
財政課長	麻生 和義	病院事務局長	平野 誠蔵
管財課長	中尾 宏	病院事務局長兼庶務課長	藤原 光夫
同和对策部長	佐原 行雄	消防長	和田 増義
同和对策部次長兼総合調整課長	生田 稔	消防署長	南口 主雄
市民部長	内田 繁	教育長	葛城 宗一
市民部次長 福祉事務課長兼保育課長	高橋 新平	教育次長兼管理部長	阪東 重信
産業衛生部長	宇沢 清	指導部長	乾 武俊
産業衛生部次長	山本 俊兼	管理部次長	広岡 史郎
建設部長	中塚 白	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
建設部理事	林 徳次	選挙管理委員会理事	青木 孝之
建設部次長兼土木課長	森 保	公平委員会事務局長兼監査員事務局長	山本 亮夫
建設部次長兼区画整理課長	中西 淳富	農業委員会農事事務局長	杉本 忠彦
建設部次長兼地区改良事務所長	逢野 一郎		
水道部長	田中 稔		
水道部次長兼工務課長	福本 喬久		
用地担当理事兼土地開発公社事務局長	西川 武雄		
用地担当参事兼土地開発公社事務局長	橋本 昭夫		

本会の議事を速記法により記録したものは 次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の議務局長及び職員は 次のとおりである。

議務局長 北野丈夫

次長 吉岡昭男

議事・調査係長 西垣宏高

調査係 佐土谷茂一

議事係 山本雅俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和51年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	報告第1号	専決処分の報告について(交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	P. 1
2	議案第4号	財産取得について (市立鶴山台南小学校水泳プール)	P. 11
3	議案第5号	財産取得について(市立鶴山台北小学校校舎)	P. 13
4	議案第8号	前市長に対して支給する退職手当の額について	P. 20
5	議案第6号	助役の選任について	P. 15
6	議案第7号	収入役の選任について	P. 18
7	議案第3号	教育委員会委員の選任について	P. 8 8
8	議案第1号	監査委員の選任について	P. 4
9	議案第2号	公平委員会委員の選任について	P. 6

(午前10時10分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。これより昭和51年第1回臨時会を開催いたします。

- 議長(貝淵博治君)
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野文夫君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは15名でございます。山田議員さんより欠席の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、15名でございます。
- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君)
会議録の署名議員を13番藤原利一君、16番横田憲治郎君、18番直村静二君、以上3名にお願いいたします。

本日の議会に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長のあいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和51年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席いただきただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます議案は、助役、収入役の選任についてを初め、監査、公平、教育各委員の選任についての人事案件、その他重要議案並びに専決処分の報告でございます。何とぞ慎重御審議を賜りまして御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつが終わります。

この際、お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき本日1日と決定いたしたいと在りますが、御異議ございませんか。

(し異議なしと呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日1日と決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君)
それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「専決処分の報告について」を議題いたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第14号

専決処分 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、回条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び市長の専決処分に関する条例(昭和44年和泉市条例第9号)の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について次のとおり専決処分する。

昭和51年2月12日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 富田林市須賀682番地 北野光男

2. 損害賠償の額 119,900円

3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第 1号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償等の原因である交通事故の概要

- 1 日 時 和和51年1月9日午後3時頃
- 2 場 所 和泉市国分町1756番地の2先府道泉大津粉河線上
- 3 事故の概要 府道泉大津粉河線を除行運転で北進し、現場付近にさしかかったところ、南進してくる対向車を発見、危険を感じブレーキを作動したが、現場は坂道で、降雪直後で路面がぬれていたことが重なり、スリップし、相手方車両の右前部に接触、破損させたものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総 額 119,900円
修理費 119,900円

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第1号、専決第1号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」専決の理由及びその内容について御説明申し上げます。

専決させていただきました理由につきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第9号「法令上市の業務に属する1件の金額2.0万円以下の損害賠償の額を決定すること」等の規定に基づきまして、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

損害賠償の相手方は、富田林市須賀682番地、北野光男氏でございまして、損害賠償の額は1万1千900円でございます。

事故の内容は、1月9日、商工課職員が軽四輪車を運転し、南横山地区の勤先事務調査を行い、府道泉大津粉河線を避けての帰宅の途中、国分町の通称国分峠のカーブにおいて、下り坂で路面が雪のためぬれていた状態でスリップを起こし、センターラインをオーバーして相手方の車に接触事故を起こしたのであります。幸いにして、双方とも人体の障害がございませんで、示談にて円満に話が済み、相手方の自動車の破損部分を当方の費用をもって修理することで解決

いたしてございます。

運転車につきましては、担当の公害課長、管財課長兩名より口頭で再びこのような事案を起こさないよう厳重注意を行っております。本人も深く反省いたしてございます。

また、損害額1.1万9900円につきましては、全額市有物件災害共済会の車両災害共済保険において補てん、交付されることとなっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村紘二君） こういう件がときどき議会に上程されてくるという点からいって、ここでひとつ問題点を指摘しておきたいと思います。さしあたりいまの場合は、説明にあったように商工課の職員が公務中にやったことだと思うんです。しからば、この職員の場合、この車に乗って行かなくてはいけなかったのか。また、職員で運転免許証を持つてる場合、そこの課長の一在で「お前は免許証を持つてるから車で行きなさい」という指揮系統になつてるのかどうかまでひとつ明確にしておかないといかん。たまたま免許証を持つてるので、「お前、車で行ってくれ」というかっこうで行く場合だつてあると思う。その場合職員との関係では、私は事故を起こしたらいやだ。免許証を持つてるけど、通勤だけに必要で、決して市の職員として、市の業務のために持つてるんじゃない、こういうことで事故が起こった場合いかよによるのか、問題はそこの明確性です。この際、明らかにしておく必要があるのではないか。そして車の関係で事故が起こった場合、実際はその商工課の課長が相手方と折衝するのか、また、折衝しなくてはいけないのか、どういうふうな権限、職責として扱っているのか、その点をひとつ明確にしてほしい。

さらに各課の車の持ち分、実際の運行状況に合わせて集中管理的な、また、事故が起こった場合にはだれか担当の専門職員が要るのではないか。今日のようにますます市内の交通が複雑多岐になっているとき、市の業務を職員がやる場合必要だと思う。集中管理と合わせて、その責任のある職員を1人配置するのも必要ではないかと思うんです。

さらに、いまの説明によると双方とも障害はなかった、車だけということですから、当然、修理費というものになる。しかし、いままで人身事故も再々あった。その処理の仕方として、人身事故の場合の医者の治療費、その他要りますが、治療費については加害者が持つんか、また、それについての被害者の家族を含めての世話、その他若干のものは出していく。さらに後遺症があつたらどうなるか。後遺症の問題は1年後か2年後か知りませんが、発生した場合非常に問題がある。どういう問題かという、後遺症であるかないかの判断は医師がする、第3

者が勝手に判断できない。しからば、後遺症的なものが発生した場合、被害者は何度も医車へ通う。社会保険なり、各保険に入ってるから、その形でいくか、負担金が出る。市の方へ言っても、担当係はそういう形での実際の実費弁償は仮払いという制度でやってるんかどうか、実際に物事の処理に当たる職員は頭が痛かろうと思う。いまのところ、場合によっては部長あたりが入ってるんか知らんが、しかし、これだけの職員と車の規模だと、当然、後遺症発生の問題、医師の認定をいただくまでの金銭的な処理はどの課でやるんか、この問題が出てくるだろうと思います。

4. 5点問題提起をしたが、この際、明快にお答えいただきたい。

- 議長（目黒博治君） 理事者答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

たくさんのお話ありがとうございました。全部をとらえてるかどうかわかりませんが、まず、車の使用方法でございまして、御承知のとおり、本市の車の管理につきましては現在、3つの方法をとっております。1つは、車をそれぞれの所管理局に長期的に貸与しているという形でございます。それは集中管理の方法をとらずにやっておりますが、長期的にそれぞれの所管部局に貸与している車がございまして、それから、総務部の管財課で集中的に管理している車があるわけなんです。そういう管理体制に基づきまして、それぞれの車の使用については、所管の部局に長期貸与しております車の使用につきましては、所管部局に長期貸与しております車の使用運行管理者が、当該所管部局の長にそれぞれ委託しておるわけでございまして、集中管理しておるものにつきましては、管財課が して使用運行の管理をいたしてございます。そういう管理体制に基づき、その車の使用をそれぞれ管理しておる課長、係長が使用を許可している、そういう形態なんです。

使用の申し込みににつきましては、これはその業務の内容により、あるいは距離の遠近等の関係からそれぞれの課の要請があつて車を貸与する形をとっておるわけなんです。

したがって、事故等が発生した場合には、当然、そのような管理体制の中で当人はもちろんのこと、当該課の責任者が示談、その他の話し合いを責任をもってやる体制を整えてございます。今回の場合には、管財課が集中管理しておる軽四輪車を商工課の職員が使用してございまして、この当該商工課並びに管財課の課長等が中心となって相手方との話し合いを進め、示談が成立したという経緯でございます。

こうした事故につきましては、かねてから職員の中でときどき起こした経緯がございますので、安全運転には十分心がけるよう、常日ごろから運行管理者等の設置も前回の議会の御指摘に基づきそれぞれ責任者を設けておりますので、それらの機能を十分発揮しながら安全運転に

努めるよう教育しておるわけでございますが、その事情もやむを得ない不可抗力的なことで事故の起きた場合は、当然、公務中のことですし、市の責任において事故の解決に当たる。事故の中身によって当然、市の方で責任をもつべき性質のものにつきましては、市の方で補償、賠償等の責任をもっていくという考え方でございます。

ただし、そんなことはないでしょうけれども、酌略とか、本人の重大な過失等のあった場合は、市が当面の責任はとりますけれども、今後は市が運転していた職員に対して求償権を発動するということになるわけです。現在、そうした重大な過失による事故を起こしたことはございませんので、市そのものが当面、当然の責任をもった形ですべてのもの解決をつけといつてる次第でございます。

以上、簡単ですが、お答えいたします。

- 18番（直村静二君） 後遺症の点と、一定の課に属しておる職員が市の業務で行く場合、当然、運転免許証を持ってない人には言われぬ。免許証を持って人に対して行けとなる。これは命令であるのか、依頼であるのか、そういう形のけじめははっきりしてるんかどうか。市の業務ですから喜んで行っていただくことになってると思うが、頻りに事故が起こって困るという場合、その辺の明確さがないとね、それが、1つ。

もう1つは、人身事故の場合の補償問題、示談についても長引く場合、あるいは保険的なものとあると思いますが、最後に問題提起したのは、後遺症発生の時点です。後遺症は医者認定がなければならぬ。認定があった場合、当然、保険の制度に乗ることになるが、その間、なるかならんかわからないということで再々、被害者が医者に通つてるときに一定の出費がある。その場合加害者である市の職員に直談判するかどうかで出てくる。お前のためにえらい目におうたんやとね。その場合私の言いたいのは、そういうことも想定して、各課含めての集中管理の中で、一定の金銭的な手配、予備費なり、そういうものが要る。仮払い制度等をつくっておかないと困るんじゃないか。実際の掌に当たる職員なり課長が振り回される、かなわんから専門家に頼むとかね。

この2点について答弁がなかった。

- 総務部長（坂口礼之助君） まず第1点の職員に実際に指示する場合でございますけれども、實際上、車で行ってくれとか、そういう形での細かいところまでの指示はしておらないだろうと思うんです。業務執行の段階で御本人に指示がおける仕事もたくさんございますが、いちいち上司の指示に従わず、自分の計画で日程を組んでやるものもございまして、公用車を借りて行くとか、あるいはその他の交通機関を利用するかの判断は、当然、本人そのものがすべき性質のものでございますが、今日のような交通状態の中では、ほとんど全部公用車を利用して

るのが事実でございます。

したがって、これも限界がございますが、できるだけ運転手の付いている公用車を利用していただく、運転手の付いておる車のない場合は、軽四輪車等の免許証をお持ちの方は、その車を借りて乗って行くということでございます。そこを1つ1つ、こういう場合は、たとえば運転免許証を取ってから1年以内は乗せないとか、そういう事故を起こした経緯から乗せないとか、そういう運行管理上の細目上の厳しいところまでの整備はまだできてございません。いま申し上げた所管課長なり、その車を使用なさる職員的意思、要求があつて貸与しているという形をとっておるわけなんです。

それから、2番目の事故の関係の場合は、管財課が一応、集中管理の所管部局になってございます。各部局に長期貸与している車もございますが、そうした複雑な事故が起きた場合は、当該所管課の課長だけでは専門的な知試等も必要でございますので、当然、管財課の方で掌に当たつて示談等の責任ある立場で話し合いをもっていくという体制を整えてございます。

いまの後遺症等の問題につきましては、当然仰せのとおり、医師の判断に任せないと仕方がない。長期の治療期間を経てその病気が他の原因で発生しているのか、事実問題としては、非常にケースによって違ってくる面があるかと思ひます。ほとんどの場合、その事故の直後における医師の診断等によって、ほぼ事故によるものであるかどうかという判断を下してもらつてるのが現実でございます。したがって、それが市の職員の責任によるものであれば、当然、市が金銭的な補償、責任も持つという考え方で従来から参つてゐるわけなんです。ただ仰せのように、つなぎ資金的な性格のものを別途に用意してるかということでございますけれども、まだ、そういう予備費的な性格のものは現在、予算の上では措置いたしてございません。しかし、その必要が現実生ずるような事故があつた場合、当然、議会にお諮りして緊急な予算措置あるいは予備費の流用等をもって措置していくようにしたいと存じております。

- 18番(荻村静二君) いまの総務部長の答弁、いきなり私が質問して即答をしている関係から、あえてこれ以上求めませんが、集中管理する中尾課長さん、そういう私の指摘する問題が発生するおそれはあると、そうした場合、非常に職員並びに所管の課長も困るだろう、というのは、晩に家まで来られたりしたらかなわん、来てもらうたかて話はできません。医者に認定してもらわなあきまへん、保険に乗りまへん、知りまへんとなる可能性がある。そういう点で管財課長にお答え願ひたいのは、そういうケースが発生するおそれがあるのかないのか、あるいはあなたの仕事の内容であつたかなかつたか、その点だけお答え願ひたい。
- 管財課長(中尾宏君) お答えいたします。

古い分ではございますが、そういうケースはありました。当初の医者診断と、その後2年

ぐらい経過してるんですが、その診断書が若干変わり、正しい診断書を求めるように当時の主管課に私の方から申し上げております。そういう事故が発生した場合の処理ですが、当然、主管の課と管財課とが協議して当たっていきたいと思います。

○ 18番(直村静二君) この件はそれ以上言わないとして、私の指摘した問題がかなり発生するおそれがある。同時に金銭的な面で緊急な場合は議会の議決をいただく、予備費なども使ってという意向ならば結構です。関連しての質問になりましたが、そういうケースがあればきちっとしますという方向で、その腹をくくってもらいたいということを申し上げて、終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑御意見ないものと認め、報告第1号の報告を終わります。

○

○ 議長(貝淵博治君) 日程第2及び第3「財産取得について」は、市立鶴山台南小学校水泳プールと市立鶴山台北小学校校舎でいずれも関連がありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 4 号

財産取得について

市立鶴山台南小学校水泳プールとして次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 場 所 | 和泉市鶴山台4丁目1番1号 |
| 2 構造及び面積 | 鉄筋コンクリート造水泳プール25m6コース |
| | 水面積 $\left. \begin{array}{l} 25m \times 13m \\ 5m \times 4m \end{array} \right\} 345m^2$ |
| 3 取得予定価額 | 21,360,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区9段1丁目14番6号 |

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号 / 日本住宅公団関西支社

理事支社長 弱谷弘二

議案第 5 号

財産取得について

市立鶴山台北小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

1 場 所	和泉市鶴山台1丁目9番1号
2 構造及び面積	鉄筋コンクリート造3階建 1,707 m^2
3 取得予定価額	96,120,000円
4 契約の相手方	東京都千代田区9段1丁目14番6号 日本住宅公団 大阪市城東区森之宮1丁目6番85号 日本住宅公団関西支社 理事支社長 弱谷弘一

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長（坂東重信君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案4号並びに第5号「財産取得について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

第4号議案は、すでに昭和48年7月に完成し、日本住宅公団の立てかえ施行により公用を開始しております鶴山台南小学校の学校プールが、本年度国府補助金の交付を受け、市の財産として取得することになりましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關する条例第3条の規定により、議会の議決を賜りたく御提案申し上げます。

プールの構造はお手元にお配りしておりますように、25メートル6コース、水面積345平方メートルで、取得予定価額は2,136万円、契約の相手方は日本住宅公団であります。

なお、国府補助金以外の一般財源相当額については、昭和58年度まで年利6.2%、半年賦元利均等割りで償還することといたしております。

第5号でございますが、同鶴山台北小学校の校舎でございます。昭和48年度5月完成し、すでに公用を開始しております。立てかえ施行による校舎千7百7平方メートルで、本年度国

府補助金9千百83方8000円でございますが、この交付を受けるとともに、起債2千6百10万円の貸し付けを受け、日本住宅公団より買収するものであります。また、一般財源相当額につきましては、昭和58年度まで年利6.5%の半年賦元利均等払いにより償還することにしております。よろしく御審議賜りまして御可決をお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について盾疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

盾疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意ないものと認め、議案第4号及び第5号を原案どおり可決することに決します。

○ 議長（貝淵博治君） 日程第4「前市長に対して支給する退職手当の額について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 8 号

前市長に対して支給する退職手当の額について

和泉市職員の給与に関する条例第28条第3項ただし書の規定により、さきに退職した前市長に対する退職手当については、一般職の職員の例により算定した額のほか、次に掲げる額を支給する。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

前職名	氏名	議決による退職手当額
市長	藤木秀夫	円

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） 議案第8号につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げたいと存じます。

前市長藤木秀夫氏は、昭和46年12月3日市長に御就任せられ、一期4年間市政を但當せられ、昨50年12月2日、任期満了により退任せられました。藤木市長には、財政再建団体から脱却されたものの、非常に脆弱な財政状態の中にありながら、議会の御支援と市民の御協力のもとに健全財政を堅持しつつ、市政の運営と市民福祉の向上に邁進せられました。

この間御承知のように、本市の行政需要も年々増加し、かつ高度化が求められてまいりましたが、これら諸般に対処し、社会福祉の充実、教育の振興、住みよい環境づくり、財政運営の健全化と財政秩序の確立、この4つの柱を市政の目的として行財政の運営に当たられ、市民生活の安定と繁栄のために御苦勞を尽くされたのであります。

任期満了に際しまして御健康も優れずご退任せられたのでありまして、藤木前市長の御勞苦に対し深甚なる感謝の意を表しますとともに、その御功勞にお報いいたしたく金5,0.0万円也を退職手当として支給いたしたく、本議案を御提案申し上げた次第でございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本案について盾疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 前市長の退職功勞金でございますが、質疑の方で若干、この方は、任期は4年間でございましたが、途中で病氣をされたことも聞いております。もう1つは、2人の助役も選任したが、2人とも途中で脱走的辞任というようなことで非常に苦勞されたと思っておりますが、こういう和泉市の財政危機の段階におきまして、やはり前市長に対するお気持はよくわかりますが、やはりこういう点では、通常の退職金でよからうという考え方を私どもは持つてゐるわけです。

そこでお聞きしたいのは、通常の退職金はいかほど支払われるのかということです。前の2人の助役の方は任期4年間を全うしなかつたので、通常の退職金ももっと少なかつたと思っておりますが、関連して、前回の助役さんの通常退職金と、藤木さんの通常の退職金の金額だけをひとつ御報告願いたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 総務部次長（門林六男君） 前市長さんの一般職の条例によります退職金につきましては4ヵ月分でございます、17.2万円でございます。ちよつと助役の件につきましては資料を持っておりませんので、のちほど。
- 18番（直村静二君） いま聞くと17.2万円、これが4年の任期を全うした計算になつて

る。これでひとつ御辛抱願いたい。この案件については私の方は反対でございますので、採決をお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君）他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。反対の御意見がありますので、挙手により賛否を伺いたいと思います。

賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、議案第8号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君）日程第5「助役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 6 号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 6 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(副知事及び助役の失格事由)

第164条 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。
(注)1

2 略

(副知事及び助役の兼職禁止)

第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。

(注)2

3 略

(注)1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定の該当する者

1 禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

3 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

4 法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(注)2 地方自治法141条の規定(要旨)

普通地方公共団体の長は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

地方自治法第142条の規定(要旨)

普通地方公共団体の長は、その地方公共団体等に対し請負をする者又は主として同一行為をする法人の取締役等であることができない。

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第6号「助役の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

昨年3月、健康上の理由により辻、藤田両助役が退職されまして以来空室席の状態のまま今日に至り、議員の皆様方を初め市民各位に対し大変御迷惑をおかけしてまいりました。この点

深くおわび申し上げる次第でございます。

今回、本市助役として現総務部長坂口礼之助氏を御選任していただきたく、御提案申し上げる次第でございます。坂口氏についてのお人柄等につきましてはすでに御承知のとおりでございます。昭和15年4月、旧北池田村役場に就職され、以来今日まで実に3.6年に及ぶ長きにわたり、和泉市政の発展と市民福祉の増進に御活躍を賜り、この間、事業部長、民生部長、総務部長を歴任せられ、自治体業務についてはすべてに精通されております。

なおまた、資性きわめて温厚にして、卓越した見識と情熱と兼ね備えた方であり、本市助役として最適任者であると確信しております。

住所は伏尾町226番地で、大正12年3月29日生まれ、53歳でございます。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 若干質疑をしたいと思っておりますので、お答えも願いたいと思っております。

前の市長さんは、助役さんは2人ということで発足された。今回提案された方については1名、だから、これは1名でいくということに市長は決定したのかどうか。また、2名にしたいが1名なのかという点で1つはお答え願いたい。

それと、いま名前が出ました総務部長につきましては、説明どおり、30数年にわたる公職ということで、ここで和泉市の職員の退職関係、この点については、総務部長さんのことから、自分が1番よく知っておると思っております。この際お尋ねしておきたいのは、通常、優遇条例を受ける場合には、1月末までに市長のところに出しておく、そういう規定があるかのように私は思っておりますが、その点はどのようにする所存であるか。

それと、3点目については、先ほど来、私の質問に対して答弁しておられましたので、私はあえて言いませんが、健康上の問題で任期の4年1杯、十分任期中いけるだろうと思っております。これは言いませんが、2つの点について、さしあたりお答えを願いたい。

○ 議長（貝渕博治君） 直村君、助役選任で出しているのは、これはいま、1人を出されておるんですから、それを尋ねられるのはおかしいと思う。だから、その点にしぼった質疑してほしい。あとのことをとやかく言うのはちよつと議案にはずれてると思う。

○ 18番（直村静二君） いやない。市長が議会に助役の同意案件を出したが、前市長と変わっておりますので、その提案についてお尋ねしてもいいんじゃないかなと思う。あきまへんか、というのは、あくまでも同意案件ですから、若干聞きたいと思ってもしかるべきやと思っております。今度はずっと1名でいくのかと。

○ 議長（貝淵博治君） これは1名について同意を求めているんですから、次にどないするかということははずれてると思う。あとの問題は別……………。

○ 18番（直村静二君） 同意を求めているんですから、あとで意見を述べる用意をしておりますが、さしあたり重要な人事ですから、3番目に健康の問題もあるんじゃないか、1名でどうかとね。

○ 議長（貝淵博治君） 議長としてそれだけ注意して、あと市長の答弁に任せます。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

今回、御提案させていただきましたのは、坂口礼之助氏1人の選任の御同意をいただきたいと存じておりますのでよろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、退職金についてのお尋ねがございましたが、この件につきましては、1月末日付けをもって辞職願の受理をしております。よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（直村静二君） 次に、助役選任の案件について意見を申し上げます。

御存知のように新しく市長がかわりまして、そして、市民本位の市政運営と同和行政、または公正な同和行政、同時に財政危機打開、自主再建というスローガンのもとにいま、市政運営をやられている市長さんを補佐するという意味での助役さんでございます。したがって、非常にいままでと違った同和行政の見直しという問題があるかと思えます。さらにはまた、自主再建という点で、財産危機打開の点で非常に識見、信念というものが要望される人事であると思えます。したがって、そういう立場からいけば、この助役選任は、単なる総務部長からの昇格という単純なものではない。市政全般についての最高責任者に次ぐ2番目の重要な職責であろうと私は認識しております。

したがって、私はここで指摘しておきたいのは、昨年8月26日に部落解放同盟和泉支部との対市交渉の中で、現在、総務部長をしておられた坂口礼之助氏は、やはり宮本問題並びに確認審に一札入れたよ。署名捺印されてるという点で、私は当時の市長のもとにあった市の幹部としてはやむを得なかったと思う。しかし今度は、三役、特別職として昇格する場合その点の見解は、同意案件ですから問うことはできないので、私はその点では非常に注文をつけておきたいという気持もあるわけです。もちろん、市長の補佐役でございますから、何といたっても市長が最高責任者ですから、そういう経過の中で一札入れてあるという点でどのようにされようとしておるのか。また、市長自身が同和行政見直しもおっしゃられておりますが、先般来の私の質問に対して答弁でも、なかなかそれも至難な相当勇気のいることであるということも含めて、この助役選任案件につきましては、私は同意については保留したい。だから、特に問題があるかどうかというんじゃなく、そういう未知数。そして、現下の和泉市政における最高幹

部の三役として、まだ、私としては同意するについての十分なる材料が整っておらない、むしろ注文をつけて今後はきちっとしていきたいという面が強い。したがって、この案件については、共産党議員団としては同意について保留するという態度をとります。

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第6号を原案どおり同意することに決めます。

この際、選任同意を受けました助役さんからごあいさつを受けます。

○
（助役あいさつ）

- 助役（坂口礼之助君） お許しを得まして一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、私のような浅学非才の者にもかかわりませず、助役という要職に議会の議員さん方の御同意を得まして御選任をいただきまして、まことにありがとうございます。

顧みますれば、昭和15年に北池田役場に奉職いたしましてから今日まで、30有余年になります。この間、地方公務員として地方行政に携わってまいりましたけれども、今日のような感激を受けましたのは、あとにも先にも初めてでございます。まことにありがたく重ねて御礼を申し上げます。

ときあたかも、一昨年来の経済不況によりまして、年を追うごとに地方財政の危機が重なってまいりまして、今日の本市の財政事情におきましても、まさに赤字再建団体転落の寸前まで至っております。こういう重要な時期に助役としての要職を仰せつかりまして、その責任の重大さを身にしみ感じておる次第でございます。私、30年来の地方行政に携わってまいりました経験と体験をフルに生かしまして、誠心誠意、議会の皆様方の御信託にこたえるべく決意をいたしておる次第でございます。とは申しましても、御承知のとおり、私にはからだの欠陥がございまして、はっきり申し上げまして、歩行能力あるいはものを持ち運ぶという動作におきましては、3歳の童児にも劣る能力しか持ち合わせておりません。この点非常に私自身、助役という要職を果たしていく上においてどのような障害になるかということを憂慮し、不安に感じておるわけなんです。この点、議員各位の今後の絶大なる御指導と御協力を得ましてこの要職を果たしていくように努力いたしたいと存じますので、旧に倍してよろしく御指導のほどをお願い申し上げたいと存じます。非常に簡単粗辞でございますけれども、一言御礼を兼ね、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（貝淵博治君） 助役就任のあいさつが終わりました。

○ 議長（貝淵博治君）

次に、日程第6「収入役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 7 号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するについて、地方自治法第168条第7項において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 7 号号

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第168条 略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～5 略

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条
(注) の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8～9 略

（親族の就職禁止）

第169条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。

注 第141条(長の兼職禁止)第142条(長の請負等の禁止)第159条(事務引継)第162条(副知事及び助役の選任)第163条(副知事及び助役の任期)第164条(副知事及び助役の失格事由)

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第7号「収入役の選任について」提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

現収入役橋本炳氏の任期が来たる2月29日をもって満了となりますので、再度、同氏を収入役に選任するについて議会の同意を賜りたく御提案申し上げる次第でございます。

橋本炳氏の経歴等につきましては、すでに皆様方には御承知のとおりであり、いまさら私から委細申し上げるまでもありませんが、市発足以来、昭和42年6月まで議会の事務局長として勤められ、昭和48年2月、議会の同意を得収入役に選任せられ、現在に至っております。

氏は、人格円満にして高潔な方であり、加えて自治行政の経験きわめて豊富で、収入役として適任者であると存じ、ここに再度選任する次第でございます。何とぞ議会皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) お諮りいたします。本案を原案どおり同意するに御異議ありませんか。(し異議なしと呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって議案第7号を原案どおり同意することに決めます。この際、選任同意を受けました収入役さんからごあいさつを賜ります。

(収入役あいさつ)

- 収入役(橋本炳君) 貴重な時間をおさきいただきまして、一言、御礼とごあいさつを申し上げます。

ただいま私のような者に三たび収入役に御選任の御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。感謝感激をしておる次第でございます。

何を申し上げても重大な時期に直面している和泉市でございます。今後、心を新たにいたしまして、市政発展のために精進いたしたいと思っております。どうか変わりなき御指導、御支援のほどをお願い申し上げます。はなはだ簡単ですがごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

- 議長(貝淵博治君) 収入役さんのあいさつが終わりました。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第7「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 3 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 3号参考資料

〈1〉 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋
(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕前任者の任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
好 本 一 二	昭和51年1月31日

- 議長(貝渕博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第3号「教育委員会委員の選任について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本年1月31日をもって、任期満了に伴い好本一二氏が御退任せられ、その後任として藤井謹一氏を教育委員に任命いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

藤井氏は、大阪府立鳳高等学校を経まして大阪府立大学農学部を卒業、民間企業にも就職されておりましたが、現在は、洋らん園を運営されております。伯太小学校PTA会長、和泉中学校PTA別会長も歴任され、PTA活動にも多大の御貢献、御尽力を願っております。

人格高潔、教育、学術及び文化に対して確たる識見を有しておられ、このたび御推選申し上げる次第でございますので、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。よろしく御願ひ申し上げます。

- 議長(貝渕博治君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって議案第3号を原案どおり同意することに決めます。

- 議長(貝渕博治君) 日程第8「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 1 号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 1号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2~3 略

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第1号「監査委員の選任について」、提案の理由を御説明申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有

する者よりそれぞれ1名で構成されております。長年、御苦勞をおかけしてまいりました堀田委員さんには今回、任期満了に伴い健康上の理由はより退任したいとの申し出があり、再三にわたり御留任賜るようお願い申し上げましたのですが、御意思が固く、今回、後任委員として西口喜一郎氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

西口氏は、明治35年5月27日生まれ。住所は肥子町1丁目8番11号でございます。昭和35年、大阪府立白鳥学園長を最終に退職されるまで、実に40年に及ぶ期間行政に携わってこられた方であり、行政各般にわたって精通されておられると存じます。現在は、保護士、行政相談員として御活躍を賜っております。本市監査委員として人格識欠とともに最適任者と存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の御説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって議案第1号を原案どおり同意することに決めます。

- 議長（貝淵博治君） 日程第9「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第 2 号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和51年2月26日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 2 号参考資料

〔イ〕 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条各号（第4号を除く。）の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

〈 Ⅱ 〉 前任者の任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
松 田 金之助	昭和51年1月31日

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第2号「公平委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本年1月31日をもって任期満了となっております公平委員に松田金之助氏を再度公平委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

松田金之助氏は昭和43年2月1日に公平委員に選任せられ、二期歴任されており、昨年4月より委員長として御活躍を賜っております。

氏は、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に対しては正しい理解と正確なる判断をもって当たられ、公平委員としてまことに適任者であると存じます。

住所は和泉市太町1-4-5番地の29で、明治37年2月15日生まれ、72歳でございます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本案を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第2号を原案どおり同意することに決めます。

この際、御同意を受けました教育委員さん、監査委員さん並びに公平委員さんよりごあいさつの申し出がありますので、これを許します。

(教育委員あいさつ)

- 教育委員(藤井謹一君) ただいま教育委員として議員皆様方の同意を得ました藤井謹一でございます。何を申しましても浅学非才の若輩でございます。議会議員の皆様方、さらには、関係機関の皆様方の御支援と御努力を仰ぎ、精いっぱい努力をいたす所存でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。簡単粗辞ではございますが、ごあいさつといたします。

(拍手)

(監査委員あいさつ)

- 監査委員(西口喜一郎君) 先ほど御紹介にあびかりました西口喜一郎でございます。本日の臨時会におきまして、議員各位の格別の御高配によりまして御同意を得ましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

このたびは微力ながら地方自治における監査の重要性をよく考えまして、誠実に公正に職務を行っていきたく存じますので、皆様方の絶大なる御協力、御指導のほどを心からお願い申し上げます。はなはだ簡単粗辞ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

(公平委員あいさつ)

- 公平委員(松田金之助君) 先ほど御紹介いただきました松田金之助氏でございます。本日の臨時会におきまして議員皆様方の御高配によりまして、公平委員会委員に再任され、御同意を得ましたことは、まことに感激にたえない次第でございます。浅学非才ではございますが、一層この道の研究をいたしまして職責を完遂いたす所存でございますので、何とぞ皆様方のより一層の御支援、御指導をお願いいたしたいと存じます。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

-
- 議長(貝淵博治君) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、これにて閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつを願います。

○
(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 閉会に当たり一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、議員の皆様方には公私御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議をいただき、御提案申上げました全議案について可決御承認をいただきましたことを、衷心より厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。

長らく空席の助役も選任せられ、議員皆様方の御理解のおかげで本市の執行体制も確立されました。今後は、皆様方の御期待におこたえすべく渾心の努力をつたしてまいる所存でございます。何とぞ一層の御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、寒さ厳しい折から、議員各位の御自愛をお祈りいたしまして、はなはだ簡単ですが、心を込めての御礼のごあいさつといたします。本当にどうもありがとうございました。

○
(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会も議員皆様方の格別なる御協力と御熱心なる御審議によりまして諸議案の可決を賜り、かつ御同意の関係諸議案につきましても御賛同をいただき、まことにありがとうございます。皆様方の御協力によりまして円滑に議事運営を終了できましたことを深く御礼申し上げる次第でございます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会で指摘されました事項につきまして、十分研究検討されまして御趣旨に沿われるように努力されんことを切望してごあいさつといたします。大変長時間まことにありがとうございました。

(午前11時18分閉会)

○
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

